

目次

○ 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）（抄）（第二条関係）	13
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）（抄）（第三条関係）	30
○ 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）（抄）（第四条関係）	42
○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）（抄）（第五条関係）	44
○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）（抄）（第六条関係）	45
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第一百五十五号）（抄）（第七条関係）	48

改正案	現行
<p>（法第五十六条の三第一項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第八十二条 法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る同項の厚生労働省令で定める基準は、同号に該当する者が次の要件に該当する者であることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受給資格に係る離職について法第三十三条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第二十一条の規定による期間の満了後一箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）<u>第四条第八項</u>に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）及び同条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第八十六条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者（職業安定法施行規則第十三条の二第二</p>	<p>（法第五十六条の三第一項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第八十二条 法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る同項の厚生労働省令で定める基準は、同号に該当する者が次の要件に該当する者であることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受給資格に係る離職について法第三十三条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第二十一条の規定による期間の満了後一箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）<u>第四条第七項</u>に規定する特定地方公共団体及び同条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第八十六条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受け</p>

項に規定する者を除く。第九十四条及び第九十五条において同じ。）  
の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職  
業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合であつて、  
次の各号のいずれにも該当するときに支給するものとする。ただし、  
その者の雇用期間が一年未満であることその他特別の事情がある場合  
は、この限りでない。

一 法第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定  
を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場  
合を含む。）又は法第五十二条第一項（法第五十五条第四項におい  
て準用する場合を含む。）の規定による期間が経過した後に就職し  
、又は公共職業訓練等を受けることとなつた場合であつて、管轄公  
共職業安定所の長が住所又は居所の変更を必要と認めたととき。

二 (略)

(移転費の支給を受けた場合の手続)

第九十四条 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の  
紹介した職業に就いたことにより移転費の支給を受けた受給資格者等  
は、就職先の事業所に出頭したときは、前条の移転費支給決定書をそ  
の事業所の事業主に提出しなければならない。

2 (略)

るため、その住所又は居所を変更する場合であつて、次の各号のい  
ずれにも該当するときに支給するものとする。ただし、その者の雇用期  
間が一年未満であることその他特別の事情がある場合は、この限りで  
ない。

一 法第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三  
条第一項（これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第  
四項において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第一項（法  
第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による期  
間が経過した後に就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなつ  
た場合であつて、管轄公共職業安定所の長が住所又は居所の変更を  
必要と認めたととき。

二 (略)

(移転費の支給を受けた場合の手続)

第九十四条 公共職業安定所の紹介した職業に就いたことにより移転費  
の支給を受けた受給資格者等は、就職先の事業所に出頭したときは、  
前条の移転費支給決定書とその事業所の事業主に提出しなければなら  
ない。

2 (略)

(移転費の返還)

第九十五条 移転費の支給を受けた受給資格者等は、公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介した職業に就かなかつたとき、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けなかつたときは、その事実が確定した日の翌日から起算して十日以内に移転費を支給した公共職業安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならない。

2 (略)

(広域求職活動費の支給要件)

第九十六条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動（以下「広域求職活動」という。）をする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときに支給するものとする。

- 一 法第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第一項（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき。

二 (略)

(法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第一百一条の二の五 法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定め

(移転費の返還)

第九十五条 移転費の支給を受けた受給資格者等は、公共職業安定所の紹介した職業に就かなかつたとき、若しくは公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けなかつたとき、又は移転しなかつたときは、その事実が確定した日の翌日から起算して十日以内に移転費を支給した公共職業安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならない。

2 (略)

(広域求職活動費の支給要件)

第九十六条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動（以下「広域求職活動」という。）をする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときに支給するものとする。

- 一 法第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第三項（これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第一項（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき。

二 (略)

(法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第一百一条の二の五 法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定め

る期間は、一年（当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認める理由により引き続き三十日以上法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。））、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下同じ。）又は高年齢被保険者でなくなつた日から起算して二十年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が二十年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）に管轄公共職業安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が二十年を超えるときは、二十年とする。）とする。

2・3 (略)

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率）

第一百一条の二の七 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 (略)

二 支給要件期間が三年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働

る期間は、一年（当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認める理由により引き続き三十日以上法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。））、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下同じ。）又は高年齢被保険者でなくなつた日から起算して四年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）に管轄公共職業安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）とする。

2・3 (略)

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率）

第一百一条の二の七 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 (略)

二 支給要件期間が十年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働

大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）

（次号に掲げる者を除く。） 百分の五十

三 支給要件期間が三年以上である者であつて、専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長の定める者を含む。）に限る。）又は雇用されている者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日において一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者であつて、当該修了した日の翌日から起算して一年以内に資格の取得等をしたものに限る。） 百分の七十

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額）

第一百一条の二の八 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前条第一号に掲げる者 十万円

二 前条第二号に掲げる者 百二十万円（連続した二支給単位期間（第一百一条の二の二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した

大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）

（次号に掲げる者を除く。） 百分の四十

三 支給要件期間が十年以上である者であつて、専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長の定める者を含む。）に限る。）又は雇用されている者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日において一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者であつて、当該修了した日の翌日から起算して一年以内に資格の取得等をしたものに限る。） 百分の六十

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額）

第一百一条の二の八 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前条第一号に掲げる者 十万円

二 前条第二号に掲げる者 九十六万円（連続した二支給単位期間（第一百一条の二の二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した

日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは  
支給単位期間) ごとに支給する額は、四十万円を限度とし、一の支  
給限度期間ごとに支給する額は、百六十八万円を限度とする。)

三 前条第三号に掲げる者 百六十八万円(連続した二支給単位期間  
(当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給  
単位期間が連続して二ないときは) 一支給単位期間) ごとに支給する  
額は、五十六万円を限度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額  
は、百六十八万円を限度とする。)

2| 前項の支給限度期間とは、法第六十条の二第一項第一号に規定する  
基準日(専門実践教育訓練に係るものに限る。以下この項において「  
基準日」という。)から十年を経過する日までの一の期間をいう。た  
だし、当該基準日に係る一の支給限度期間内に他の基準日(以下この  
項において「二回目以降基準日」という。)がある場合における当該  
二回目以降基準日から十年を経過する日までの一の期間を除く。

(法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間)

第一百一条の二の十 法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間  
は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期  
間とする。

- 一 (略)
- 二 専門実践教育訓練を受けた者 三年

(法第六十一条の四第一項の休業)

日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは  
支給単位期間) ごとに支給する額は、三十二万円を限度とする。)

三 前条第三号に掲げる者 百四十四万円(連続した二支給単位期間  
(当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給  
単位期間が連続して二ないときは) 一支給単位期間) ごとに支給する  
額は、四十八万円を限度とする。)

(追加)

(法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間)

第一百一条の二の十 法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間  
は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期  
間とする。

- 一 (略)
- 二 専門実践教育訓練を受けた者 十年

(法第六十一条の四第一項の休業)

第百一条の十一 (略)

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当することとなつた日後の休業でないこと。

イ (略)

ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳(第百一条の十一の二の三各号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月(第百一条の十一の二の四で準用する第百一条の十一の二の三各号のいずれかに該当する場合にあつては、二歳。次号ロにおいて同じ。))に達したことを。

ハ (略)

四 期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ (略)

ロ その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約(契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

2 (略)

(法第六十一条の四第一項のその子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合)

第百一条の十一の二の三 法第六十一条の四第一項のその子が一歳に達

第百一条の十一 (略)

一・二 (略)

三 次のいずれかに該当することとなつた日後の休業でないこと。

イ (略)

ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳(次条各号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月)に達したことを。

ハ (略)

四 期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ (略)

ロ その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約(契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

2 (略)

(法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合)

第百一条の十一の二の三 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定

した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第六十一条の四第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合)

第百一条の十一の二の四 前条の規定は、法第六十一条の四第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合について準用する。

(同一の子について配偶者が休業をする場合の特例)

第百一条の十一の三 法第六十一条の四第六項の規定の適用を受ける場合における第百一条の十一及び第百一条の十一の二の三の規定の適用については、第百一条の十一第一項中「した場合に、支給する。」とあるのは、「した場合(当該休業をすることとする一の期間の初日(以下この条において「休業開始予定日」という。))が、当該休業に係る子の一歳に達する日の翌日後である場合又は当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))がしている法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る休業をする期間の初日前である場合を除く。」に、支給する。ただし

める場合は次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(同一の子について配偶者が休業をする場合の特例)

第百一条の十一の三 法第六十一条の四第六項の規定の適用を受ける場合における前二条の規定の適用については、第百一条の十一第一項中「した場合に、支給する。」とあるのは、「した場合(当該休業をすることとする一の期間の初日(以下この条において「休業開始予定日」という。))が、当該休業に係る子の一歳に達する日の翌日後である場合又は当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))がしている法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る休業をする期間の初日前である場合を除く。」に、支給する。ただし、休業をすることとする一の期間の末

、休業をすることとする一の期間の末日とされた日が当該休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該休業に係る子の出生した日から当該子の一歳に達する日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該被保険者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について法第六十一条の四第一項に規定する休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、この限りでない。」と、同項第三号ロ及びハ中「一歳」とあるのは「一歳二か月」と、第一百一条の十一の二の三中「一歳に達する日」とあるのは「一歳に達する日（休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該休業終了予定日とされた日）」とする。

（公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用）

第一百一条の十一の四 第一百一条の十一の二の三（第一百一条の二の四において準用する場合を含む。）及び前条の規定の適用については、被保険者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項

日とされた日が当該休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該休業に係る子の出生した日から当該子の一歳に達する日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該被保険者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について法第六十一条の四第一項に規定する休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、この限りでない。」と、同項第三号ロ及びハ中「一歳」とあるのは「一歳二か月」と、前条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳に達する日（休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該休業終了予定日とされた日）」とする。

（公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用）

第一百一条の十一の四 前二条の規定の適用については、被保険者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十一条の四第一項に規

の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十一条の四第一項に規定する休業とみなす。

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五の二)をもつて代えることができる。第三項において同じ。)に休業開始時賃金証明票、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていることの実、当該休業終了後の雇用の継続の予定(期間を定めて雇用される者に限る)。

、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二三各号(第百一条の十一の二の四において準用する場合及び第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の四第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者

定する休業とみなす。

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書(様式第三十三号の五の二)をもつて代えることができる。第三項において同じ。)に休業開始時賃金証明票、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていることの実、当該休業終了後の雇用の継続の予定(期間を定めて雇用される者に限る)。

、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二各号(第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の四第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者がしている休業に係る休業期間の初日以後である事実を

がしている休業に係る休業期間の初日以後である事実を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

2～6 (略)

#### 附則

(教育訓練給付金に関する暫定措置)

第二十四条 法附則第十一条の適用を受ける者(雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十三号)附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。)については、第百一条の二の七第一号中「三年」とあるのは「二年」とし、同条第二号及び第三号中「三年」とあるのは「二年」とする。

(法附則第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者)

第二十五条 法附則第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、前条の規定により読み替えられた第百一条の二の七第二号に掲げる者(第百一条の二の五第一項の規定により加算された期間が四年を超える者を除く。)であつて、法第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に法附則第十一条の二第二項に規定する教育訓練支援給付金(以下「教育訓練支援給付金」という。)の支給を受けたことがない者

証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

2～6 (略)

#### 附則

(教育訓練給付金に関する暫定措置)

第二十四条 法附則第十一条の適用を受ける者(雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十三号)附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。)については、第百一条の二の七第一号中「三年」とあるのは「二年」とし、同条第二号及び第三号中「十年」とあるのは「二年」とする。

(法附則第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者)

第二十五条 法附則第十一条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、前条の規定により読み替えられた第百一条の二の七第二号に掲げる者であつて、法第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に法附則第十一条の二第二項に規定する教育訓練支援給付金(以下「教育訓練支援給付金」という。)の支給を受けたことがない者(専門実践教育訓練の修了が見込まれない者その他厚生労働大臣が定める者を除く。)とする。

(専門実践教育訓練の修了が見込まれない者その他厚生労働大臣が定める者を除く。)とする。

改正案	現行
<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条 労働者を提供しこれを他人の指揮命令を受けて労働に従事させる者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行う者を除く。）は、たとえその契約の形式が請負契約であつても、次の各号の全てに該当する場合を除き、<u>法第四条第七項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。</u></p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 前項の各号の全てに該当する場合（労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行う場合を除く。）であつても、それが法第四十四条の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の真の目的が労働力の供給にあるときは、<u>法第四条第七項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免れることができない。</u></p> <p>3・4</p> <p>5 <u>法第四条第十項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p>	<p>（法第四条に関する事項）</p> <p>第四条 労働者を提供しこれを他人の指揮命令を受けて労働に従事させる者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行う者を除く。）は、たとえその契約の形式が請負契約であつても、次の各号の全てに該当する場合を除き、<u>法第四条第六項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。</u></p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 前項の各号の全てに該当する場合（労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行う場合を除く。）であつても、それが法第四十四条の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の真の目的が労働力の供給にあるときは、<u>法第四条第六項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免れることができない。</u></p> <p>3・4</p> <p>5 <u>法第四条第九項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p>

一・二 (略)

(法第五条の三に関する事項)

第四条の二 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 求人申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下この項において「紹介求職者等」という。）に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

- 二 紹介求職者等に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合
- 三 従事すべき業務の内容等を追加する場合

2 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
- 二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
- 三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者

(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ

一・二 (略)

(法第五条の三に関する事項)

(新設)

(新設)

第四条の二 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

。 )として雇用しようとする者に限るものとする。

一・二 (略)

二の二 試みの使用期間に関する事項

三〇六 (略)

七 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

八 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨

4 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができないう場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一・二 (略)

5 (略)

6 法第五条の三第一項から第三項までの規定による明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならない。

7 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、求職者、募集に応じて労働者となる者又は供給される労働者に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日（当該明示に係る職業紹介、労働者の

一・二 (略)

(新設)

三〇六 (略)

(新設)

(新設)

2 法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができないう場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)

募集又は労働者供給が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日までの間保存しなければならない。

8 | (略)

(法第十八条の二に関する事項)

第十三条の二 (略)

2 法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三第一項の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。

(法第二十九条の四に関する事項)

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項第一号において同じ。）及び求職者の個人情報取扱に関する事項とする。

2・3 (略)

(法第二十九条の五に関する事項)

4 | (略)

(法第十八条の二に関する事項)

第十三条の二 (略)

2 法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。

(法第二十九条の四に関する事項)

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報取扱に関する事項とする。

2・3 (略)

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法

第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2・3 (略)

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 〓チ (略)

リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

ヌ 〓ヲ (略)

二 (略)

4 〓10 (略)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法

第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2・3 (略)

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 〓チ (略)

リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び職業紹介事業の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として職業安定局長が定めるものを修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

ヌ 〓ヲ (略)

二 (略)

4 〓10 (略)

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三月前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2～7 (略)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四條の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

二 返戻金制度(その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。)に関する事項

2・3 (略)

4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四條の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2～7 (略)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四條の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

(新設)

(新設)

2・3 (略)

4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

(法第三十二条の十四に関する事項)

第二十四條の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから、次に定める

一・二 (略)

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

(法第三十二条の十六に関する事項)

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、この条の定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の十六第一項の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書(様式第八号)のとおりとする。

3 有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあつては前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。)の総数及び当該年度の前年度(以下この項及び次項において「前々年度」という。)の総数(四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数、前々年度の総数及び当該年度の前年度(以下この項及び次項において「前々々年度」という。)の総数)に関する情報、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び前

ところにより行わなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(法第三十二条の十六に関する事項)

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の十六の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書(様式第八号)のとおりとする。  
(新設)

々年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前々年度の総数及び前々年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。

一 当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この条において「無期雇用就職者」という。）の数

二 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数

三 無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数

四 手数料に関する事項

五 返戻金制度に関する事項

四 前項の規定にかかわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前々年度の総数及び前々年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報とすることができ

五 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が第三項第二号に規定する

（新設）

（新設）

者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であつて、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する方法により第三項第二号に規定する数を集計する場合は、前項の調査は、行うことを要しない。

(法第三十三条に関する事項)

第二十五条 第十八条第一項から第七項まで、第二十一条、第二十二条第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八まで(第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。)|  
の規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」と、第十八条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、第十八条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書(様式第二号)」と

(新設)

(法第三十三条に関する事項)

第二十五条 第十八条第一項から第七項まで、第二十一条、第二十二条第一項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の四から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書(様式第一号)」と、第十八条第二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、第十八条第四項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と、「有料職業紹介事業計画書(様式第二号)」とあるのは「無料職業紹介事業計画書(様式第二号)」と

あるのは「無料職業紹介事業計画書（様式第二号）」と、第十八条第五項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第十八条第六項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「無料の職業紹介事業」とあるのは「有料の職業紹介事業」と、第十八条第七項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第二十一条第一項中「第三十二条の四第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。）」と、第二十一条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、第二十一条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十二条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、第二十二条第六項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二

）と、第十八条第五項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第十八条第六項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「無料の職業紹介事業」とあるのは「有料の職業紹介事業」と、第十八条第七項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第二十一条第一項中「第三十二条の四第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。）」と、第二十一条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、第二十一条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十二条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、第二十二条第六項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第一項中「第三十二条の七第一項」とある



「とあるのは「無料許可証」と、第二十三条第五項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六

項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十

中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の二に関する事項)

第二十五条の二 (略)

2 5 (略)

6 第二十四条の五第一項から第三項まで（同条第一項第二号の規定を除く。）及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、同項第一号中「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、同条第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十

四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と読み替えるものとする。

2 (略)

(法第三十三条の二に関する事項)

第二十五条の二 (略)

2 5 (略)

6 第二十四条の五第一項から第三項まで及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、第二十四条の五第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の

二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで(第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。)の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十四条の五第四項	手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程	業務の運営に関する規程
(略)	(略)	(略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 (略)

二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

(法第三十三条の三に関する事項)

第二十五条の三 (略)

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十四条の五第四項	手数料表及び業務の運営に関する規程	業務の運営に関する規程
(略)	(略)	(略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 労働者供給事業の許可の有効期間は三年とする。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。この場合において、第三項中「三年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(法第五十条に関する事項)

第三十三条 厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業を行う者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一〜六 (略)

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 次に

3 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

4 (略)

5 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

6・7 (略)

(法第五十条に関する事項)

第三十三条 厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業を行う者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 (略)

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一〜六 (略)

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 法第

掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

イ 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業 施設の主たる事務所又は当該施設に求人者の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ロ 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業 職業紹介事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者に求人者の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ハ 労働者の募集 募集事業所又は募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ニ 労働者供給事業 労働者供給事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者から労働者供給を受けようとする者の当該労働者供給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

八 法第四十八条の三第一項の規定による命令、同条第二項の規定に

三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、同項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八 法第四十八条の三の規定による命令に関する権限 管轄都道府県

<p>よる勧告及び同条第三項の規定による公表に関する権限  府県労働局長  九 (略)</p>	<p>管轄都道  労働局長  九 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第六条（略）</p>	<p>（法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第六条 法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 死亡したとき。</p> <p>ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第三項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。</p> <p>ハ 婚姻の解消その他の事情により常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が法第五条第三項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。</p>

(法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合)

第六条の二 前条の規定は、法第五条第四項第二号の厚生労働省令で定める場合について準用する。この場合において、同条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳六か月に達する日」と読み替えるものとする。

(育児休業申出の方法等)

第七条 法第五条第六項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第七項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一 一七 (略)

(新設)

(育児休業申出の方法等)

第七条 法第五条第四項の育児休業申出（以下「育児休業申出」という。）は、次に掲げる事項（同条第五項に規定する場合にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一 育児休業申出の年月日

二 育児休業申出をする労働者の氏名

三 育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄。民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている場合又は第一条第一項に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあつては、その事実。）

八 法第五条第三項又は同条第四項の申出をする場合にあつては、第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号に掲げる場合に該当する事実

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）又は一歳六か月到達日（法第五条第四項第一号に規定する一歳六か月到達日をいう。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項又は同条第四項の申出をする場合にあつては、その事実

十 十二（略）

四 育児休業申出に係る期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日

五 育児休業申出をする労働者が当該育児休業申出に係る子でない子であつて一歳に満たないものを有する場合にあつては、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄（特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実。）

六 育児休業申出に係る子が養子である場合にあつては、当該養子縁組の効力が生じた日

七 第五条各号に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

八 法第五条第三項の申出をする場合にあつては、前条各号に掲げる場合に該当する事実

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項の申出をする場合にあつては、その事実

十 第十条各号に掲げる事由が生じた場合にあつては、当該事由に係る事実

十一 第十九条各号に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

十二 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあつては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

2 前項の申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によつて行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第二号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、育児休業申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに通知しなければならない。

一 育児休業申出を受けた旨

二 育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあつては、当該事業主の指定する日）及び育児休業終了予定日

三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

5 前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電子メールの送信の方法（当該労働者が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 前項第二号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

7 事業主は、第一項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第三号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合、この限りでない。

8（略）

7 事業主は、第一項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第三号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合、この限りでない。

8 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第八条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項及び第四項の申出にあつては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかなる労働者

二 (略)

(法第七条第三項の厚生労働省令で定める日)

第十六条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前（法第五条第三項及び第四項の申出にあつては二週間前）の日とする。

第二十条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

- 五 育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあつては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第八条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあつては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかなる労働者

二 (略)

(法第七条第三項の厚生労働省令で定める日)

第十六条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前（法第五条第三項の申出にあつては二週間前）の日とする。

第二十条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

- 五 育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあつては、一歳六か月）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

六 (略)

(同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え)  
 第二十二條 法第九條の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五條第六項	第一項	第一項(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第五條第七項	第二項、第三項 ただし書、第五項及び前項後段	第二項(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項ただし書(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び前項後段(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

六 (略)

(同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え)  
 第二十二條 法第九條の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五條第四項	第一項	第一項(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第五條第五項	前項 第二項、第三項 ただし書及び前項後段	前項(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 第二項(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項ただし書(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び前項後段(第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

(略)	第六条第四項	(略)
(略)	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)	前条第七項	前条第七項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
<p>2 法第九条の二の規定に基づき労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	第七条第一項	(略)
(略)	第五条第六項	第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)	同条第七項	同条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳		一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出

(略)	第六条第四項	(略)
(略)	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)	前条第五項	前条第五項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
<p>2 法第九条の二の規定に基づき労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	第七条第一項	(略)
(略)	第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)	同条第五項	同条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳		一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出





第八條	第五條第七項	読み替えて適用する場合を含む。 。及び第十二号
第八條	第五條第三項及び第四項	第五條第七項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第十六條	第五條第三項及び第四項	第五條第三項及び第四項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第二十條	一歳（法第五條第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、同條第四項の規定による申出により育児休業を	一歳（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五條第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同條第三項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場
第八條	第五條第五項	読み替えて適用する場合を含む。 。及び第十二号
第八條	第五條第三項	第五條第三項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第十六條	第五條第三項	第五條第三項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第二十條	一歳（法第五條第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、	一歳（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五條第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同條第三項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場

(略)	(略)	(略)
	<p>している場合に あつては二歳)</p>	<p>合を含む。)の規定による申出 により育児休業をしている場合 にあつては一歳六か月、同条第 四項(法第九条の二第一項の規 定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定による申出 により育児休業をしている場合 にあつては二歳)</p>
(略)	(略)	(略)
		<p>合を含む。)の規定による申出 により育児休業をしている場合 にあつては一歳六か月)</p>

改 正 案	現 行
<p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）を実施する機関、特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）<u>第四条第八項</u>に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）又は職業紹介事業者（同法<u>第四条第九項</u>に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類</p>	<p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）若しくは父子家庭就業支援事業（同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）を実施する機関、特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）<u>第四条第七項</u>に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）又は職業紹介事業者（同法<u>第四条第八項</u>に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類</p>

2  
3  
4  
(略)

二・三  
(略)

八  
(略)

(2)  
(略)

2  
3  
4  
(略)

二・三  
(略)

八  
(略)

(2)  
(略)

改正案	現行
<p>（移転費）</p> <p>第四条 法第十八条第四号に掲げる給付金（以下「移転費」という。）は、前条第一項各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）<u>第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業（雇用期間が著しく短いものを除く。）</u>に就くため、又は公共職業安定所長の指示した職業訓練を受けるためにその住所又は居所を変更するもの（公共職業安定所長がその住所又は居所の変更を必要と認める者に限る。）に対して、支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 前条第五項の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、同項中「広域求職活動に要する費用が求人者」とあるのは、「移転に要する費用が就職先の事業主」と読み替えるものとする。</p>	<p>（移転費）</p> <p>第四条 法第十八条第四号に掲げる給付金（以下「移転費」という。）は、前条第一項各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所の紹介した職業（雇用期間が著しく短いものを除く。）に就くため、又は公共職業安定所長の指示した職業訓練を受けるためにその住所又は居所を変更するもの（公共職業安定所長がその住所又は居所の変更を必要と認める者に限る。）に対して、支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 前条第四項の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、同項中「広域求職活動に要する費用が求人者」とあるのは、「移転に要する費用が就職先の事業主」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（法第十八条に関する事項） 第十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、<u>履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）</u></p> <p>五（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（法第二十三条に関する事項）</p>	<p>（法第十八条に関する事項） 第十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十号）第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し及び<u>履歴書</u></p> <p>五（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（法第二十三条に関する事項）</p>

第十六条 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号及び第八号並びに第十三条第三項第一号及び第四号(受講証明書に係る部分に限る。)に掲げる書類(第九条第二項第一号及び第八号に掲げる書類にあっては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)とする。

4・5 (略)

(法第二十四条に関する事項)

第十七条 (略)

2 法第二十四条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあっては、前項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十三条第三項第二号から第五号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。第四項において同じ。)を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第十八条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名

第十六条 (略)

2 (略)

3 法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号及び第八号並びに第十三条第三項第一号に掲げる書類(第九条第二項第一号及び第八号に掲げる書類にあっては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)とする。

4・5 (略)

(法第二十四条に関する事項)

第十七条 (略)

2 法第二十四条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあっては、前項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十三条第三項第二号から第五号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。第四項において同じ。)を添付することを要しない。

3 (略)

4 法第十八条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名

に変更があつた場合において、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5 (略)

(職業安定法施行規則の特例)

第十九条の二 建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則の規定の適用については、職業安定法施行規則第四条の二第三項ただし書中「派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」とあるのは「送出労働者（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十一項に規定する送出労働者をいう。以下同じ。）」と、同項第八号中「派遣労働者」とあるのは「送出労働者」と、職業安定法施行規則第十三条の二第二項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「建設労働法第二十七条第二項」と、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項中「法第三十二条の十四」とあるのは「法第三十二条の十四（建設労働法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）」とする。

に変更があつた場合において、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

5 (略)

(職業安定法施行規則の特例)

第十九条の二 建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十七条第二項」とする。

改正案	現行
<p>（求人者の申込みを受理しないことができる場合）</p> <p>第三条 法第十一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）<u>第一項第一号又は第三号</u>に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 求人者が令第一項第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、<u>職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合</u></p>	<p>（求人者の申込みを受理しないことができる場合）</p> <p>第三条 法第十一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）<u>第一項第一号又は第二号</u>に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であつて、法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p>

イ 学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること

三 求人者が令第一項第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ（略）

四 求人者が令第一項第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

二 求人者が令第一項第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ（略）

三 求人者が令第一項第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ (略)

(青少年雇用情報)

第五条 (略)

2 前項各号に掲げる事項(第三号ニに掲げる事項を除く。)については、労働者の募集を行う者及び募集受託者(職業安定法第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集(以下この項及び第九条第一号イにおいて「学校卒業見込者等募集」という。)であつて通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者に係る事項とし、労働者の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であつて通常の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者以外の労働者に係る事項とする。

3 (略)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一 当該求人者が学校卒業見込者等求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体(職業安定法第四条第八項に規定する特定地

イ・ロ (略)

(青少年雇用情報)

第五条 (略)

2 前項各号に掲げる事項(第三号ニに掲げる事項を除く。)については、労働者の募集を行う者及び募集受託者(職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集(以下この項及び第九条第一号イにおいて「学校卒業見込者等募集」という。)であつて通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者に係る事項とし、労働者の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であつて通常の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者以外の労働者に係る事項とする。

3 (略)

第七条 (略)

2 法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一 当該求人者が学校卒業見込者等求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体(職業安定法第四条第七項に規定する特定地

<p>3 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。) 又は職業紹介事業者 (同法第四条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。第九条第一号において同じ。) 前条第二項第三号に掲げる事項</p>	<p>3 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。) 又は職業紹介事業者 (同法第四条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。第九条第一号において同じ。) 前条第二項第三号に掲げる事項</p>
---	---